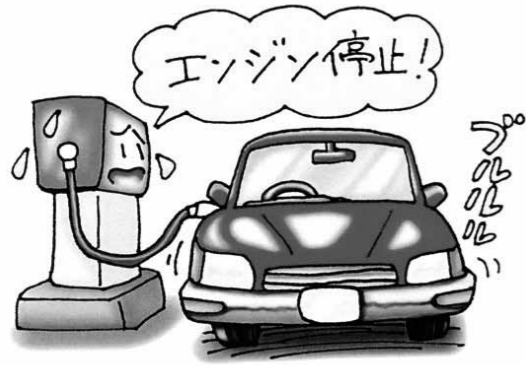


平成 27 年度危険物安全週間推進標語

## 無事故へと 気持ち集中 はっけよい



- 1 火災発生の危険性が大きい
  - 2 火災拡大の危険性が大きい
  - 3 消火の困難性が高い
- ※私たちの身近なものは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

『危険物』とは？  
消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持つものをいいます。

- ### 危険物を安全に取り扱いましょう
- ・ガソリンを車に給油するときは、必ずエンジンを停止しましょう。
  - ・セルフスタンドで給油する場合は、給油する前に、まず静電気除去シートに触れてから給油しましょう。
  - ・ガソリンや軽油は、ガソリン携行缶で保管しましょう。また、必要以上の危険物を保管しないようにしましょう。
  - ・セルフスタンドでは、ガソリンや軽油をガソリン携行缶に入れることは、消防法で禁止されていますのでやめましょう。
  - ・てんぷら油を入れた鍋を火にかけている間は、その場を離れないようにしましょう。もし、その場を離れるときは、必ず火を消しましょう。



### 危険物安全週間中の 取り組み

- ・危険物施設への立入検査（6月に実施します）
- ・危険物安全週間ポスターの配布および掲出
- ・危険物の取り扱いについての注意事項を記載したリーフレットの配布

消防本部予防課

☎(22) 5403

6月7日から13日までの1週間



## 危険物安全週間 がはじまります

ガソリン、軽油、灯油および油性塗料などの危険物は、事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性はますます増大しています。

このため、消防本部では、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、危険物に対する意識の高揚と啓発を行います。

各ご家庭でも、身近になった危険物の取り扱いについても一度見直してみましよう。

## 春の叙勲・危険業務従事者叙勲 受章おめでとうございます

栄えある平成27年春の叙勲および第24回危険業務従事者叙勲の市内の受章者をご紹介します。（順不同）

### 春の叙勲

- 旭日双光章** 建設業振興功労
- 大山 和範さん 元（一社）滋賀県建設業協会理事
- 瑞宝双光章** 学校保健功労
- 山本 直哉さん 元学校歯科医
- 瑞宝単光章** 消防功労
- 辻 久一さん 元マキノ町消防団副団長

### 危険業務従事者叙勲

- 瑞宝双光章** 警察功労
  - 清水 千秋さん 元滋賀県警部
  - 瑞宝単光章** 防衛功労
  - 小島 一雄さん 元准陸尉
  - 中村 政幸さん 元3等陸尉
  - 平山 次男さん 元3等陸尉
- 図行政課 ☎(25) 8000

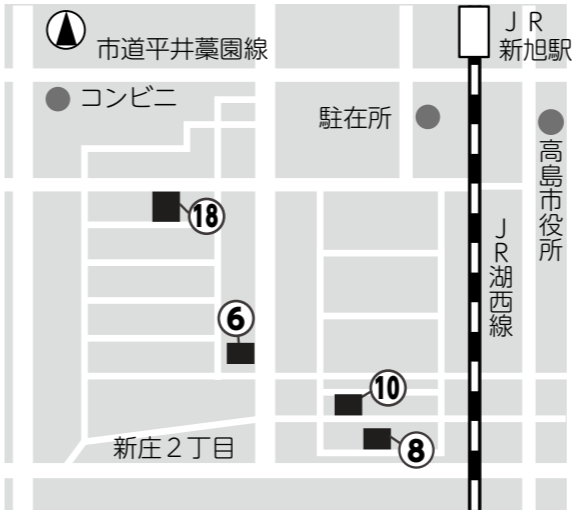
## 市有地を販売しています

市が所有する新旭駅前（4区画）を販売しています。宅地建物取引業者への媒介業務委託制度による販売をしていますので、土地の購入を希望される方は、取引業者を財産管理課にご確認いただき、直接取引業者にお問い合わせください。

### 「媒介業務委託制度」

市は、（公社）滋賀県宅地建物取引業協会および（公社）全日本不動産協会滋賀県本部の2法人と、市有地の売却に関する情報提供や、購入希望者と市との仲介に関する協定を結んでいます。この協定に基づき市と媒介契約を締結した宅地建物取引業者に委託して市有地を販売しています。

### 【位置図】



販売期間 7月31日（金）まで

物件番号	所在・地番	宅地面積	売買代金
⑥	新旭町北畑三丁目 字上杉ノ木3番14	214.25㎡	6,556,000円
⑧	新旭町新庄一丁目 字高堂2番9	379.53㎡	6,831,000円
⑩	新旭町新庄一丁目 字高堂3番13	248.09㎡	6,772,000円
⑱	新旭町安井川二丁目 字長橋2番4	643.96㎡	11,848,000円

図財産管理課 ☎(25) 8112

# 住民基本台帳の閲覧状況

平成26年10月1日から平成27年3月31日までに実施した住民基本台帳の閲覧状況は次のとおりです。  
住民基本台帳の閲覧は、国・地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合や、統計・世論調査等で営利目的以外の公益性の高い場合に限り、その閲覧状況を公表することが義務づけられています。

## ▽個人または法人による閲覧 (平成26年10月1日～平成27年3月31日)

1	申出者	一般社団法人 新情報センター
	委託者	NHK放送文化研究所
	利用目的	戦後70年に関する意識調査
2	閲覧日	平成26年10月8日
	閲覧範囲	新旭深溝の満20歳以上の日本人の男女12人
	申出者	株式会社 日本リサーチセンター
3	委託者	日本銀行
	利用目的	第61回住民意識に関するアンケート調査
	閲覧日	平成26年11月27日
4	閲覧範囲	新旭町安井川一丁目・二丁目、藁園の満20歳以上の日本人の男女15人
	申出者	株式会社 ビデオリサーチ
	委託者	日本たばこ産業株式会社
5	利用目的	2015年全国たばこ喫煙者率調査
	閲覧日	平成26年12月17日
	閲覧範囲	マキノ町山中、下、浦の大正14年5月1日から平成7年4月30日生まれの日本人の男女20人
6	申出者	株式会社 日本リサーチセンター
	委託者	金融広報中央委員会
	利用目的	家計の金融行動に関する世論調査
7	閲覧日	平成27年3月17日
	閲覧範囲	今津町弘川の満20歳以上の日本人の男女16人

岡市民課 ☎(25)8018

# マイナンバー(社会保障・税番号)制度 がはじまります

今年の10月からマイナンバーが通知されます。一生使うものですので大切にしてください。



愛称：マイナちゃん

## マイナンバーとは？

マイナンバーは、住民票がある全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

## どんな効果があるの？

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

### 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援が行えます。

### 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

### 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合や入力などにかかっている時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

## 今後の予定は？

- 平成27年10月から 国民一人ひとりに12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます
  - ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
  - ・通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送することなどにより、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。
  - ・法人には1法人1つの法人番号(13桁)が指定されます。
- 平成28年1月から 社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用が開始されます
  - ・年金、雇用保険、医療保険の手続き、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続きなど、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
  - ・民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません  
・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。  
・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、さまざまな対策を講じます。

マイナンバー コールセンター ☎0570(20)0178

ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

企画調整課 ☎(25)8114

マイナンバー

検索

## 困ったときは、誰かに相談しましょう

# 子ども・若者支援センター“あすくる高島”

おおむね中学生から30歳代までの子ども・若者の相談や支援を行っています。

相談専用電話 (32)3824 FAX (32)0990

【所在地】 安曇川町田中455番地 安曇川支所内

【相談時間】 月～金曜日・9時～17時 面談(来所・訪問)・電話

※事前予約により、上記時間外や土曜日、日曜日、祝日の相談にも応じます。

※相談は無料。秘密厳守。相談内容によって適切な機関を紹介する場合があります。

### 相談内容

#### ●青少年相談

青少年の悩みや心配ごとなどの相談を行っています。  
【学校生活での悩み】 友だち関係、不登校、休学や中退など  
【家庭生活での悩み】 生活リズムの乱れ、暴言や暴力など  
【就学・就労での悩み】 進学や仕事についての相談

#### ●若者相談

ニート(若者無業者)やひきこもりなど、社会生活を営むうえで悩みを抱える若者の相談を行っています。  
【若者の悩み相談】 ひきこもりがち、人と話すのが苦手、就職の悩みなど

#### ●個別支援

青少年が健やかに成長していくために目標や希望に応じて個別の支援を行っています。  
【生活改善】 生活リズムを整えます。  
【自分探し支援】 やりたいことや目標を見つけます。  
【就学支援】 必要な学力をつけます。  
【就労支援】 職業に就くための準備をします。  
【家庭支援】 ご家族の悩みを共有します。

3つの名前(少年センター/あすくる/子ども・若者総合相談窓口)で相談を受けていますが、よりわかりやすく安心して相談していただけるように名称を「子ども・若者支援センター“あすくる高島”」として相談をお受けします。

国民年金保険料の

免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除（全額免除・一部納付）や若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときより老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納める（追納）ことができます。

さらに、免除などの承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

なお、追納する場合には、先に経過した月の分から順次納めていただくことになります。

こんなときには届出が必要です！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。届出は加入するときだけでなく、被保険者の種別が変わったときにも必要です。

もし、届出されなかった場合、年金額が少なくなったり、受け取れない場合もありますので、必ず届出をしましょう。

届出が必要なときは以下のとおりです。

**20歳になったとき**  
(厚生年金や共済年金加入者を除く)

- 異動の内容 第1号被保険者になります。
- 持参するもの 印鑑

**退職したとき**  
(厚生年金や共済年金加入者の場合)

- 異動の内容 第2号被保険者から第1号被保険者になります。(第3号被保険者に該当する場合を除く)
- 持参するもの 印鑑、年金手帳

**配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金、共済年金を辞めたとき**

- 異動の内容 第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- 持参するもの 印鑑、年金手帳

市役所保険年金課 ☎(25) 8137  
 大津年金事務所 ☎077 (521) 1789

全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します

人権擁護委員法が施行された6月1日は「人権擁護委員の日」とされています。この日にあわせて、全国一斉「人権擁護委員の日」特設相談所を開設します。

- ▶日時 6月1日(日) 13時30分～16時
- ▶場所 市役所本庁、マキノ支所、今津老人福祉センター、朽木支所、安曇川ふれあいセンター、高島支所

身近な人権擁護委員にご相談を

人権擁護委員は、人権の大切さについて理解を深めてもらうための活動をしています。また、大津法務局人権擁護課の人権相談所や、高島市で毎月開催している特設人権なんでも相談所、人権擁護委員の自宅で、住民の皆さんの悩み事や心配ごとの相談をお受けしています。

相談は無料で予約は不要、秘密は厳守されます。皆さんの一番身近な相談相手として、お気軽にご相談ください。



←先進地での取り組みを熱心に学ぶ人権擁護委員

氏名	住所	電話
中川 泰夫	マキノ町知内	(27) 0023
志連 栄子	マキノ町新保	(27) 0576
稲葉 隆一	今津町藺生	(22) 0637
奈良 羊子	今津町住吉	(22) 3370
洲崎 富士夫	今津町浜分	(22) 3359
石田 八重子	朽木市場	(38) 2420
酒井 高康	朽木大野	(38) 2130
梅村 頼子	安曇川町四津川	(34) 0046
川越 清司	安曇川町下小川	(32) 1091
徳村 明美	安曇川町下古賀	(33) 0516
白井 洋子	宮野	(36) 0727
三矢 艶子	永田	(36) 1060
日花 滋子	新旭町藁園	(25) 2527
三田村 治夫	新旭町饗庭	(25) 2246

滋賀県人権擁護委員連合会事務局 ☎077 (522) 4673  
 市役所人権施策課 ☎(25) 8524

交通安全

春の全国交通安全運動出発式を開催



「月組」の皆さんの演奏



啓発に向かうパトロール車を見送る参加者

春の全国交通安全運動が5月11日(月)から20日(水)まで展開され、市内では交通安全を願って、5月9日(土)安曇川公民館で「春の全国交通安全運動出発式」が開催されました。当日は、市内交通安全関係団体が安全意識の啓発に向けて氣勢をあげました。また、市内で活動されている「高島吹奏楽倶楽部 月組」の皆さんにも参加していただきました。素敵な演奏を披露していただいた後、交通安全宣言を行い、参加者みんなが事故のない高島市を願いました。

その後、市内パトロールに出発するバス・タクシーなどの車両を見送りました。交通安全ゼロを目指して、これからも交通ルールやマナーを守りましょう。

☎(22) 0058  
 交通安全推進協議会(事務局 交通対策課)

高島交通安全協会 パトロール隊員募集



高島交通安全協会 ☎(22) 1893

高島交通安全協会では、安全で安心なまちをつくるため、青色回転灯を搭載したパトロールカーで市内を巡回するボランティアの「パトロール隊」隊員を募集します。

**活動内容▶** 隊の活動は、パトロールカーによる市内パトロールによって監視の目をアピールすることにより、交通事故を未然に防止することが主な目的です。

**応募資格▶** 次のすべての条件を満たす方が対象となります。  
 ①上記の活動内容を無報酬で行っていただける方  
 ②月1回以上の活動に参加いただける方  
 ③満18歳以上の方  
 ④普通自動車免許以上を取得している方

**応募方法▶** 隊員として活動していただける方は、高島交通安全協会にご連絡ください。

あわない・起こさない シルバー無事故運動！ 参加チーム募集！



交通対策課 ☎(22) 0058

市内では、高齢者の交通事故が増加しています。交通事故防止を目指して、グループで無事故運動に参加し、交通安全意識を高めていきましょう。

**運動期間▶** 7月1日(日)～10月31日(日)  
**対象者▶** ・県内に居住されている方  
 ・交通ルールを守り、無事故を目指すことができる3～5人1組のチーム(65歳以上が3人以上)

**内容▶** 運動の期間中、チーム全員が交通ルールを守り、無事故の達成を目指します。

**参加費▶** 無料  
**申込締切▶** 6月30日(火)  
**申込方法▶** 参加申込書を交通対策課または各支所、新旭振興室に提出してください。 ※申込書は、市役所本庁、別館、各支所、公民館に設置しています。

**その他▶** 無事故達成チームの中から抽選で特別賞を贈呈します。また、参加者全員に参加賞をお渡しします。